

# 第64回定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年12月18日（木曜日）  
午前10時

（受付開始予定時刻：午前9時）

## 場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
日本橋室町野村ビル（YUITO）

野村コンファレンスプラザ日本橋  
6階大ホール

ご出席されない場合は、インターネット等  
または書面による事前の議決権行使を是非  
ご活用ください。

また、株主総会のお土産は用意しておりま  
せん。何卒ご理解くださいますようお願  
い申し上げます。

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無  
にかかわらず一律に、株主総会資料を書面でお送  
りしております。

なお、本招集ご通知は、書面交付請求にもとづき  
交付される書面に記載すべき事項を含んでおりま  
す。

## 目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対 する譲渡制限付株式の付与に関する 報酬額等及び内容の決定の件	
事業報告	27
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告	51

証券コード4958  
(発送日) 2025年12月1日  
(電子提供措置の開始日) 2025年11月26日

## 株主各位

東京都中央区日本橋本町四丁目4番14号

**長谷川香料株式会社**

代表取締役社長 長谷川研治

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

**【当社ウェブサイト】**  
<https://www.t-hasegawa.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

**【株主総会資料掲載ウェブサイト】**  
<https://d.sokai.jp/4958/teiji/>



**【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「長谷川香料」または「コード」に当社証券コード「4958」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」の記載に従って、2025年12月17日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年12月18日（木曜日）午前10時  
(受付開始予定時刻：午前9時)
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル（YUITO）  
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール
3. 目的事項  
報告事項 1. 第64期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第64期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役10名選任の件  
第2号議案 補欠監査役1名選任の件  
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）  
 (1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。  
 (2) インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。  
 (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。入場に際しては係員がご案内いたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む本書面をお送りしております。ただし、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定にもとづき、本書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従つて、本書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年12月18日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



書面（郵送）により  
議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

### 行使期限

2025年12月17日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



## インターネット等により 議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を  
ご入力ください。

### 行使期限

2025年12月17日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号	○○○○○○○○○○	議決権の数	XX 個																																
○○○○	御中																																			
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100%; height: 100%; margin: 10px auto; border-radius: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> </div>																																				
××××年 ×月××日																																				
<input type="checkbox"/> (切取欄)																																				
<input type="checkbox"/> 4.																																				
<input type="checkbox"/> 3.																																				
<input type="checkbox"/> 2.																																				
<input type="checkbox"/> 1.																																				
<input type="checkbox"/>																																				

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
  - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
  - 一部の候補者を  
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に〇印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

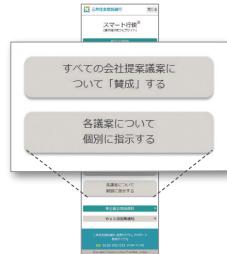
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

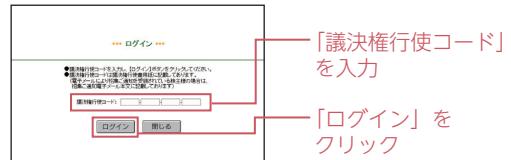
## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

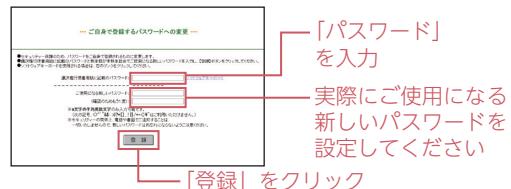
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	うみ の たか お 海 野 隆 雄	(男性) 代表取締役会長 再任
2	は せ がわ けん じ 長 谷 川 研 治	(男性) 代表取締役社長兼社長執行役員 再任
3	なか むら てつ や 中 村 哲 也	(男性) 取締役兼専務執行役員 再任
4	あま いけ まさ やす 天 池 正 康	(男性) 取締役兼常務執行役員 再任
5	にし もと ゆき ひろ 西 本 征 弘	(男性) 執行役員 新任
6	いわ さき ゆき こ 岩 崎 祐 希 子	(女性) 執行役員 新任
7	おお かど しん ご 大 門 進 吾	(男性) 社外取締役 再任 社外 独立
8	い づ み あき こ 和 泉 昭 子	(女性) 社外取締役 再任 社外 独立
9	ポール デュブイ Paul Dupuis	(男性) 社外取締役 再任 社外 独立
10	ただ ゆう いち 只 雄 一	(男性) 社外取締役 再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1  再任	 うみ　海　　の　野　　たか　　お 海　　の　野　　隆　　雄 (1947年3月22日生) 所有する当社の株式数 16,700株	1970年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2004年6月 さくらカード株式会社（現 三井住友カード株式会社）代表取締役社長 2008年6月 当社入社 常勤顧問 2008年12月 当社取締役兼専務執行役員 事務管理部門（現 経営戦略部門、経営管理部門）副管掌 2009年12月 事務管理部門（現 経営戦略部門、経営管理部門）管掌 2010年12月 海外事業部門（現 国際部門）管掌 2014年12月 当社取締役兼副社長執行役員 2017年11月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2024年10月 当社代表取締役会長（現任）  (重要な兼職の状況) T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director (Chairman) Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company Director (Chairman)

#### 【取締役候補者とした理由】

同氏は、代表取締役会長として、当社の経営全般を統括し、業務執行を監督しております。長年の金融業界及び国際ビジネス分野での豊富な経験により、企業経営全般及び国際業務に関し幅広い専門知識と高い見識を有しております。2017年から2024年まで当社社長を務め、優れたリーダーシップを発揮して、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織基盤づくりや意識改革、人財育成に注力したほか、当社の基本方針である海外市場における成長を実現するため、米国子会社による買収案件を指揮するなど、積極的な海外戦略を推進いたしました。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

#### 【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

#### 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
2  再任	 長谷川研治 (1962年3月1日生) 所有する当社の株式数 2,800株	1985年4月 株式会社中埜酢店（現 株式会社Mizkan Holdings）入社 2003年4月 株式会社ミツカングループ本社（現 株式会社 Mizkan Holdings）執行役員 法務チームリーダー 2006年5月 同社取締役 2013年10月 同社代表取締役専務 2014年5月 株式会社Mizkan Holdings 代表取締役社長 2017年6月 ユニゾホールディングス株式会社 社外取締役 2020年7月 当社入社 顧問（経営企画部勤務） 2020年10月 当社執行役員 経営企画部長 2022年12月 ビジネスソリューション企画室長 2023年3月 当社常務執行役員 2023年12月 当社取締役兼常務執行役員 2024年10月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） （担当） 監査室・品質保証部・経営戦略部門・経営管理部門管掌

**【取締役候補者とした理由】**

同氏は、代表取締役社長として、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。長年にわたる大手食品メーカーでの勤務を通じて培われた豊富な経験と、同メーカーにおいて代表取締役社長を務めた企業経営の経験を経て得た幅広い知見を有しております。当社入社後は、経営企画部において中期計画策定、サステナビリティレポート作成、IR等の業務に従事した後、ビジネスソリューション企画室においてカスタマーサクセスの更なる強化に向けた部門間の連携、戦略の策定、業務改善等を進めました。2024年の社長就任以降は、当社の更なる成長に向けた事業推進を牽引しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

**【候補者と当社との間の特別の利害関係について】**

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)
3  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span>	 なか 中 むら 村 てつ 哲 や 也 (1959年3月12日生) 所有する当社の株式数 8,482株	1982年4月 当社入社 2002年4月 技術研究所第6部長 2011年12月 当社理事 2013年12月 技術研究所副所長 2014年12月 当社執行役員 2016年1月 香料基盤研究所長 2018年10月 技術研究所長 2019年10月 当社常務執行役員兼総合研究所副所長 2020年10月 総合研究所長 2021年12月 当社取締役兼常務執行役員 2023年7月 ビジネスソリューション本部副本部長 2024年10月 当社取締役兼専務執行役員 (現任) ビジネスソリューション本部長 (現任)  (担当) ビジネスソリューション企画室・研究部門管掌、品質保証部副管掌

#### 【取締役候補者とした理由】

同氏は、取締役として、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。長年にわたり研究開発分野で要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。2020年10月から総合研究所長として研究開発のスピードアップや戦略的な研究開発を推進し、また、2023年7月からは生産部門の運営に関与し、研究部門と生産部門の連携強化に注力してまいりました。2024年10月からは専務執行役員、ビジネスソリューション本部長として、顧客への質の高い価値提供をするための組織づくりを推進しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

#### 【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

#### 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
4  再任	 あま 天 いけ 池 まさ 正 やす 康 (1961年7月24日生) 所有する当社の株式数 5,044株	1984年4月 当社入社 2007年10月 技術研究所分析センター長 2012年10月 研究企画室長 2014年12月 当社理事 2015年12月 フレグランス研究所長 2016年12月 当社執行役員 2020年10月 資材部長 2021年11月 長谷川香料（上海）有限公司 総経理 2022年10月 当社グループ執行役員 2023年10月 当社常務執行役員 国際部統括部長 2024年10月 ビジネスソリューション本部副本部長（現任） ビジネスソリューション企画室長（現任） 2024年12月 当社取締役兼常務執行役員（現任） (担当) 営業部門・マーケティング部管掌

#### 【取締役候補者とした理由】

同氏は、取締役として、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。長年にわたり研究開発分野、国際分野で要職を歴任し、香料及び当社事業に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2024年10月からは営業部門管掌、ビジネスソリューション企画室長として、カスタマーサクセスの更なる強化に向けたソリューション営業等の施策を推進しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

#### 【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

#### 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)
5  <span style="background-color: #e63333; color: white; padding: 2px 5px;">新任</span>	 にし 西 もと 本 ゆき 征 ひろ 弘 (1966年3月16日生) 所有する当社の株式数 13,400株	1986年4月 当社入社 2010年4月 フレーバー研究所第3部長 2018年3月 フレーバー研究所副所長 2018年10月 当社理事 2020年9月 フレーバー研究所副所長兼フレーバー研究所第4部長 2021年10月 品質保証部統括部長 2022年10月 当社執行役員(現任) 2024年10月 総合研究所長(現任)

#### 【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年にわたり研究開発分野で要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。品質保証部統括部長として、安全・安心の確保を第一に、品質への信頼を高める施策を推進し、また2024年10月からは総合研究所長として当社の各研究所を統括し、研究開発のスピードアップと持続的、長期的な成長につながる研究開発力の強化を図り、カスタマーサクセスや社会が抱える課題の解決に向けたイノベーションを推進しております。このような知識・経験を取締役会の重要な意思決定や監督機能に活用することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

#### 【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

#### 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の取締役選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
6  新任	 いわ 岩 崎 ゆ 希 こ (1968年2月15日生) 所有する当社の株式数 10,160株	1988年4月 当社入社 2017年4月 人事部長 2019年10月 総務部長 2021年4月 当社理事 2022年12月 人事部長 2023年10月 当社執行役員（現任）  (担当) 経営管理部門副管掌

#### 【取締役候補者とした理由】

同氏は、長年にわたり人事・総務分野で要職を歴任し、人的資本経営、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。執行役員として人事・総務・法務部門を担当し、人事制度改革、働きやすい職場環境の整備を推進するとともに、2025年10月からは経営管理部門副管掌として、コンプライアンス、人財育成、サステナビリティ対応の更なる強化に向けた施策を推進しております。このような経験・知見を取締役会の重要な意思決定や監督機能に活用することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

#### 【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

#### 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の取締役選任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
7  再任  社外  独立	 <p>おお かど しん ざう 大 門 進 吾 (1946年9月22日生) 所有する当社の株式数 0株</p>	<p>1971年4月 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）入社</p> <p>1979年1月 凸版オーストラリアDirector（シドニー駐在～1987年3月）</p> <p>1991年1月 Toppan USA, Inc. 営業担当副社長（ニューヨーク駐在～1998年3月）</p> <p>1998年3月～2000年3月 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）情報出版事業本部 海外販促部長、営業部長を歴任</p> <p>2000年3月 Toppan USA, Inc. President &amp; CEO（ニューヨーク駐在）</p> <p>2003年3月 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）国際本部部長</p> <p>2004年6月 同社取締役 国際本部長</p> <p>2008年6月 同社常務取締役 国際事業部長</p> <p>2011年6月 東洋インキSCホールディングス株式会社（現artience株式会社）社外監査役</p> <p>2014年12月 当社社外監査役</p> <p>2015年12月 当社社外取締役（現任）</p>

#### 【社外取締役候補者に関する特記事項】

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は11年となります。

#### 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は、大手印刷会社において、長年にわたり海外営業や米国現地法人の経営等の国際業務に携わってまいりました。これらを通じて培われた高い見識及び国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も継続してこれらの役割を果たしていただくことを期待しております。

当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者といたしました。

**【候補者と当社との間の特別の利害関係について】**

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**【独立役員に関する事項】**

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は現在、同氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**【責任限定契約の内容の概要】**

当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
8  再任  社外  独立	 <p>い　ず　み　　あき　　こ 和　　泉　　昭　　子 (1961年12月2日生)</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p>	<p>1984年3月 株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセコーポレーション）入社  1987年3月～1988年2月 株式会社日本短波放送（現 株式会社日経ラジオ社）報道部アナウンサー  1988年3月～2000年3月 フリーアナウンサー/キャスター  2000年9月～（現在） 生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナーCFP®/人財開発コンサルタント  ・働き方改革・女性活躍推進・人財育成・効果的なコミュニケーション等をテーマに、講演・研修・コンサルティング活動を展開。企業や公益財団のアドバイザリーボード、非常勤役員、公的機関の委員等も歴任。  2007年9月 株式会社プラチナ・コンシェルジュ創業  代表取締役社長  2016年8月 同社取締役会長  2021年1月 同社相談役（現任）  2021年12月 当社社外取締役（現任）    （重要な兼職の状況）  日本年金機構運営評議会 委員  公益財団法人日本財団 非常勤理事</p>

**【社外取締役候補者に関する特記事項】**

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

同氏は、生活経済ジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー等の経験を通じて培われた高い見識と、働き方改革、人財育成、ダイバーシティ推進等の分野における専門性を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も継続してこれらの役割を果たしていただくことを期待しております。

当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者といたしました。

**【候補者と当社との間の特別の利害関係について】**

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**【独立役員に関する事項】**

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は現在、同氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**【責任限定契約の内容の概要】**

当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
9  再任  社外  独立	 ポール デュブイ Paul Dupuis (1968年2月11日生) 所有する当社の株式数 0株	1998年4月 大阪薫英女学院入職 国際プログラムディレクター 2005年5月 OIC Ltd.入社 マネージングディレクター (愛・地球博(愛知万博)カナダ館) 2005年8月 ウォールストリートアソシエイツ株式会社(現 エンワールド・ジャパン株式会社)入社 東南アジア 代表 2011年7月 エンワールド・ジャパン株式会社 アジア代表 (シンガポール駐在) 2013年9月 ランスタッド株式会社入社 取締役 2017年4月 Randstad India, Private Ltd. COO 2017年5月 同社マネージングディレクター兼CEO 2021年7月 ランスタッド株式会社 代表取締役会長兼CEO 2023年12月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構 理事(元理事長)

**【社外取締役候補者に関する特記事項】**

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

同氏は、世界的な総合人材サービス会社において、インド法人のマネージングディレクター兼CEO、日本法人の代表取締役会長兼CEOを務めた経験を通じて培われた国内外の企業経営に関する豊富な経験及び幅広い知識を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も継続してこれらの役割を果たしていただくことを期待しております。

当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者といたしました。

**【候補者と当社との間の特別の利害関係について】**

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**【独立役員に関する事項】**

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は現在、同氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**【責任限定契約の内容の概要】**

当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
<b>10</b> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	 ただ 只 (1959年8月15日生) ゆう 雄 一 所有する当社の株式数 0株	1982年4月 ブラザー工業株式会社入社 1994年8月 ブラザーインターナショナルコーポレーション (USA) ディレクター 2006年4月 ブラザー工業株式会社プリンティング・アンド・ ソリューションズカンパニー 経営企画部長 2007年4月 同社プリンティング・アンド・ソリューションズ カンパニー エグゼクティブバイスプレジデント 2012年4月 ブラザー工業株式会社グループ執行役員 ブラザーホールディング (ヨーロッパ) 取締役社長 ブラザーインターナショナル (ヨーロッパ) 取締 役会長兼社長 2017年6月 ブラザー工業株式会社取締役常務執行役員 2020年6月 株式会社ニッセイ取締役 株式会社エクシング監査役 2022年4月 ブラザー工業株式会社取締役専務執行役員 2024年12月 当社社外取締役 (現任)

**【社外取締役候補者に関する特記事項】**

同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

同氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

**【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】**

同氏は、大手電機メーカーにおいて、経営企画を中心に多岐にわたる国内外での事業に携わった経験を有しております。米州、欧州及び日本国内におけるマネジメントの経験を通じて、国際的な経営戦略の立案・遂行に関する高い見識を有しており、これらを通じて培われた経営全般にわたる広範な知識と経験を活かし、社外取締役として中立的・客観的な視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っており、今後も継続してこれらの役割を果たしていただくことを期待しております。当社は、同氏がこれらの役割を適切に果たし、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献いただけると考え、社外取締役候補者といたしました。

**【候補者と当社との間の特別の利害関係について】**

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**【独立役員に関する事項】**

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は現在、同氏を独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**【責任限定契約の内容の概要】**

当社は現在、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏の再任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

## スキルマトリックス

(注) 本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	役職名 (予定)	当社が求める専門性のうち、特に活かすことができるスキル									
		企業経営 経営戦略	ESG サステナビリティ	品質	営業 マーケティング	研究開発	生産	海外戦略 国際	会計 財務	人事 人財育成	法務 コンプライアンス リスク管理
海野 隆雄	代表取締役会長	●	●	●	●			●	●	●	●
長谷川 研治	代表取締役社長 兼社長執行役員	●	●	●	●				●		●
中村 哲也	取締役兼 専務執行役員	●	●	●		●	●	●			●
天池 正康	取締役兼 常務執行役員	●			●	●	●	●			●
西本 征弘	取締役兼 執行役員	●		●		●					
岩崎 祐希子	取締役兼 執行役員	●	●							●	●
大門 進吾	社外取締役	●			●			●			●
和泉 昭子	社外取締役	●	●		●					●	
Paul Dupuis	社外取締役	●			●			●	●	●	●
只 雄一	社外取締役	●	●		●			●		●	●
松本 健宏	常勤監査役	●						●	●	●	●
有田 知徳	社外監査役								●		●
山村 一仁	社外監査役							●	●		●
鈴木 真紀	社外監査役										●

※当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の最終頁をご参照ください。

[https://ssl4.eir-parts.net/doc/4958/ir\\_material1/189888/00.pdf#page=12](https://ssl4.eir-parts.net/doc/4958/ir_material1/189888/00.pdf#page=12)

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年12月22日開催の第60回定時株主総会において補欠監査役に選任された瀧澤順氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役松本健宏氏の補欠として、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 たかのぶ 瀧澤順 (1964年3月13日生) 所有する当社の株式数 6,834株	<p>1986年4月 当社入社            2007年12月 経理部長            2015年12月 当社理事            2016年12月 財務部長            2019年10月 人事部長            2021年10月 当社執行役員（現任）            2022年12月 経営企画部長兼経営企画部IR室長</p> <p>(担当)            経営戦略部門副管掌</p> <p>(重要な兼職の状況)            長谷川ビジネスサービス株式会社代表取締役社長</p>

**【補欠の監査役候補者とした理由】**

同氏は、当社入社以来、長年にわたって経理・財務・人事の業務に従事し、豊富な経験及び高い専門性を有しております。また、2021年10月からは執行役員、2022年12月からは経営企画部長・IR室長として、経営計画、中長期戦略の立案とその進捗管理、また株主・投資家との信頼関係構築に取り組んでおります。

このような豊富な経験と経営戦略部門における高い専門性を活かし、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

**【候補者と当社との間の特別の利害関係について】**

同氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏は現在、当社の執行役員であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。同氏が監査役に就任した場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、2021年12月22日開催の第60回定時株主総会及び2017年12月21日開催の第56回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、2015年12月17日開催の第54回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の株式報酬型ストックオプションとしての報酬枠として、年額140百万円以内、かつ、割り当てる新株予約権の数を2,000個（目的である株式の種類及び数の総数：普通株式200,000株）以内とすることについて、ご承認いただいております。

今般、役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案が承認可決されることを条件として、現行の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、以後新たな株式報酬型ストックオプションの発行は行わないこととします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、報酬委員会の答申を得たうえで、当社の取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、本議案に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年170,000株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

なお、発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。）。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本定時株主総会終結後の取締役会において、事業報告39頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、現行制度を新制度の内容に変更することを予定しております。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社又は当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する直後の時点（当該時点が、本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される前である場合には当該提出される時点）までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の属する事業年度の直前事業年度に係る当社の定時株主総会の翌日から当社の次期定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、役務提供期間中に、死亡、任期満了その他正当な理由により、当社又は当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

##### (3) 正当な理由によらない退任時の取扱い

対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社又は当社の子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

##### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる

合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

#### （5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### （ご参考）

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員、グループ執行役員（国内居住者）及びフェローに対しても上記と同様の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により付与する予定であります。

以上

# 事 業 報 告

（2024年10月1日から）  
（2025年9月30日まで）

## 1. 企業集団の現況

### （1）当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気は緩やかな回復が続きました。一方で、米国・中国を中心とした国際情勢や原材料価格・資源価格が不安定な状況の中、物価の上昇、為替の大幅な変動等が国内外の経済活動に与える影響が引き続き懸念され、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

香料業界は、国内市場の成熟化、同業者間での競争激化、品質保証に関する要求増加など、依然として厳しい状況にありました。

このような環境の中で、当社グループは製品の品質管理と安全性の確保を第一に、研究・技術開発力の一層の向上に努め、当社独自の高品質・高付加価値製品の開発に注力してまいりました。

当連結会計年度におきましては、売上高は73,495百万円（前連結会計年度比2.6%増）と増収となりました。なお、当社単体の売上高は前連結会計年度比0.4%の増収、主要な海外連結子会社の売上高は、米国子会社が前連結会計年度比5.0%の増収（現地通貨ベースでは同5.8%の増収）、中国子会社が前連結会計年度比4.8%の増収（現地通貨ベースでは同5.6%の増収）、マレーシア子会社が前連結会計年度比7.6%の増収（現地通貨ベースでは同1.3%の増収）となりました。

利益につきましては、営業利益は8,515百万円（前連結会計年度比9.1%減）、経常利益は9,288百万円（前連結会計年度比4.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,921百万円（前連結会計年度比3.9%減）とそれぞれ減益となりました。

以下、部門別に事業の状況をご説明いたします。

[食品部門]

飲料、冷菓、菓子、即席麺スープ等に使用されるフレーバー及び各種エキス、フルーツ加工品、天然色素などのこの部門の売上高は、米国子会社、中国子会社、及び当社単体の売上増加を主因に65,828百万円と前連結会計年度比3.4%増となりました。

[フレグランス部門]

化粧品、石鹼、シャンプー、洗剤、芳香剤等に使用される香料などのこの部門の売上高は、当社単体の売上減少を主因に7,666百万円と前連結会計年度比3.9%減となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は5,164百万円で、その主なものは既存工場における製造設備の維持更新のほか、当社単体で進めるDX推進・IT改革プロジェクトや、マレーシアで進行中のエンステック工業団地における新工場建設のための投資などあります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の必要資金については、すべて手元資金によってまかなわれており、グループ各社とも外部からの重要な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第61期 (2022年9月期)	第62期 (2023年9月期)	第63期 (2024年9月期)	第64期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高	62,398百万円	64,874百万円	71,645百万円	73,495百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	8,007百万円	6,671百万円	7,201百万円	6,921百万円
1株当たり当期純利益	194円65銭	162円16銭	175円04銭	169円50銭
総資産	133,553百万円	139,125百万円	144,504百万円	147,151百万円
純資産	111,017百万円	116,319百万円	119,681百万円	123,324百万円
1株当たり純資産額	2,692円34銭	2,819円86銭	2,899円96銭	3,038円39銭

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
長谷川ビジネスサービス株式会社	100百万円	100.0%	農畜産物の加工及び販売
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	247,700千米ドル	100.0%	各種香料の輸出入及び製造販売
ABELEI, INC.	10千米ドル	100.0% (100.0%)	各種食品香料の製造販売
長谷川香料（上海）有限公司	16,000千米ドル	100.0%	各種香料の輸出入及び製造販売
長谷川香料（蘇州）有限公司	15,500千米ドル	100.0%	各種食品香料の製造販売
長谷川香料（平湖）有限公司	33,500千米ドル	100.0%	各種食品香料の製造販売
台灣長谷川香料股份有限公司	10,800千台湾ドル	100.0%	各種香料の販売
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	60,000 千マレーシア リンギット	100.0%	各種食品香料の製造販売
T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA)CO., LTD.	103,000千バーツ	100.0% (0.01%)	各種香料の販売
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	30,847,100 千インドネシア ルピア	100.0% (0.1%)	各種香料の販売

(注) 1. 2024年12月に長谷川香料（平湖）有限公司を設立いたしました。

2. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### ④ その他

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用や所得の環境が改善し、景気は緩やかな回復が継続することが期待されます。一方で、米国・中国を中心とした国際情勢の変動、原材料価格や資源価格が不安定な状況、物価の上昇、為替の大幅な変動等の影響が引き続き懸念され、先行きが不透明な状況が続くことが見込まれます。

香料業界におきましても、各社のシェア獲得競争の一層の激化、品質保証に関する要求増加など厳しい状況が続くことが予想されます。

このような状況の中で、当社グループは、研究・技術開発力の一層の向上により、特長のある差別化された製品開発を行うとともに、生産性の向上や業務全般の効率化によるコスト削減に努めてまいります。

また、「感じるチカラで もっといいこと。」のコーポレート・メッセージを掲げ、香りにとどまらず、幅広い技術をもって新たな価値と感動を生み出し、より豊かな生活に貢献する会社を目指します。今後の当社グループの成長を追求するためには、経営環境の変化や不測の事態に柔軟に対応できるレジリエントな組織を構築し、少子高齢化に伴う成熟化が進行する国内市場においてシェア拡大に努める一方で、グローバル展開を更に強化していくことが不可欠です。当社が重点地域と位置付ける米国、並びに中国、東南アジアを中心としたアジア地域に経営資源を効率的に投入し、市場の成長性や消費者の嗜好等を的確に捉え、経営環境の変化に応じた事業戦略を立案、推進してまいります。また、将来にわたる持続的成長の実現に向けた投資を行い、海外市場での業績拡大を目指してまいります。

国内におきましては、営業、研究及びマーケティングを統括するビジネスソリューション本部のもと、研究面では、戦略的な研究開発を推進するため、重点分野を明確化した上で、研究開発のスピードアップと持続的、長期的な成長につながる基礎研究開発力の強化を目指してまいります。また、カスタマーサクセスとイノベーションを実現していくために営業、マーケティング、国際部門との連携を活かし、限りない品質向上にこだわり続けます。当社独自の特長のある製品の開発により競合他社との差別化を図るとともに、外部知見や知的財産を活かした新しい価値の創造や技術革新を推進し、社会が抱える課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。

食品部門では、安全・安心の確保を第一に、引き続き健康志向に根ざした低糖・低塩・低脂肪の食品に美味しさをもたらす香料、及び安定性・持続性に優れた香料の開発に取り組みます。また、食資源不足をはじめとする社会的課題の解決に向け、食品原料を代替する香料の開発等に注力いたします。

フレグランス部門では、基礎研究を徹底し、安全性・安定性に優れた新しい香り創りにより、国内での更なるシェア拡大に注力いたします。海外におきましても市場調査及び嗜好性調査の結果を踏まえて現地の消費者に好まれる香り創りに努めてまいります。

営業面におきましては、研究及びマーケティング、国際部門と連携し、マーケット調査・分析等の活用により顧客の潜在的欲求の把握に努め、当社の総合力を活かした的確なソリューションを提供することで、顧客に信頼されるパートナーとしての地位確立、カスタマーサクセスへの貢献を通じた売上拡大及び販売シェアアップを目指してまいります。また、新規顧客の探索と開拓を強化し、将来の成長を支える営業基盤の拡充を図ってまいります。

生産面におきましては、安全性確保を徹底し、また、生産の省力化・効率化を推進するため、工場の再構築、生産設備の更新・新設を図ってまいります。さらに、工場周辺への臭気拡散防止、温室効果ガス削減も取り組んでまいります。製造方法の改良や物流体制の見直し、在庫適正化の取り組みも継続し、製造原価低減に努めてまいります。

海外におきましては、経営資源を効率的に投入し、着実なグローバル展開を図る戦略のもと、米国では、更なる業績拡大に向け、T. HASEGAWA U.S.A., INC.および2024年9月に連結子会社化したABELEI, INC.の販売面や製造面でのシナジー効果の早期実現を目指すとともに引き続き現地顧客向けの積極的な営業活動を推進し、米国市場での業績拡大を図ってまいります。

中国では、マーケティング機能を活用した戦略的な営業活動により、新規顧客開拓・既存顧客深耕に注力するとともに、利益管理を徹底し、売上、利益の両面から業績拡大を目指してまいります。また、現地需要拡大に対応し、より一層のサービス体制の強化を図るために、中国における第三の生産拠点として2024年12月に長谷川香料（平湖）有限公司を設立し、生産体制の強化を推進してまいります。

東南アジアでは、同地域全体の営業戦略のもと、マレーシア、タイ、インドネシアの各拠点及び周辺地域の営業員との連携、アプリケーションラボラトリーの活用により営業活動を強化し、業績拡大を目指してまいります。また、アジア市場・ハラル市場における需要拡大に対応した生産能力の拡大に対応するため、マレーシアのエンステック工業団地における新工場建設設計画を推進してまいります。

株主の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループは当社、子会社12社及び関連会社1社で構成されており、各種香料（香粧品香料、食品香料、合成香料）、各種食品添加物及び食品の製造並びに販売と各品目の輸出入に関する業務を主たる事業にしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年9月30日現在)

長谷川香料株式会社	当社	本社	東京都中央区
		大阪支店	大阪府大阪市中央区
		名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
		札幌営業所	北海道札幌市北区
		総合研究所	神奈川県川崎市中原区
		深谷工場	埼玉県深谷市
		板倉工場	群馬県邑楽郡板倉町
長谷川ビジネスサービス株式会社	子会社	本社	東京都中央区
		ファインフーズ工場	群馬県邑楽郡板倉町
T. HASEGAWA U.S.A., INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州セリトス市
		工場	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 ランチョ・クアモンガ市
ABELEI, INC.	子会社	本社・工場	アメリカ合衆国 イリノイ州 ケーン郡ノースオーロラ
長谷川香料（上海）有限公司	子会社	本社・工場	中国 上海市浦東新区
長谷川香料（蘇州）有限公司	子会社	本社・工場	中国 江蘇省蘇州市蘇州工業園區
長谷川香料（平湖）有限公司	子会社	本社・工場	中国 浙江省平湖市独山港經濟開發区
上海長谷川香精貿易有限公司	子会社	本社	中国 上海市外高橋保稅区
台灣長谷川香料股份有限公司	子会社	本社	台北市
T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.	子会社	本社・工場	マレーシア クアラルンプール市
T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA)CO., LTD.	子会社	本社	タイ王国 バンコク市
PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA	子会社	本社	インドネシア共和国 南ジャカルタ市

**(7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)**

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前　連　結　会　計　年　度　末　比　増　減
1,942名 (174名)	33名増 (16名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に平均人員を外数で記載しております。  
 2. 当社グループは、各種香料等の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前　事　業　年　度　末　比　増　減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
1,154名 (60名)	43名増(5名増)	44.4歳	17.4年

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)**

借入金がないため、記載を省略しております。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

① 発行可能株式総数	160,000,000株
② 発行済株式の総数	42,708,154株
③ 株主数	14,108名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
株式会社長谷川藤太郎商店	66,206	16.36
JP MORGAN CHASE BANK 380055	49,430	12.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,744	11.06
JP MORGAN CHASE BANK 385632	24,365	6.02
公益財団法人長谷川留学生奨学財団	20,000	4.94
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	12,505	3.09
CEPLUX - THE INDEPENDENT UNITS PLATFORM 2	10,949	2.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	10,518	2.60
長谷川香料従業員持株会	10,106	2.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,069	2.48

(注) 1. 当社は自己株式を2,258,828株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	当社における担当 (重要な兼職の状況)
代表取締役会長	うみ 海 の 野 たか 隆 お 雄	(重要な兼職の状況) T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director (Chairman)
代表取締役社長	は 長 せ 谷 がわ 川 けん 研 じ 治	社長執行役員、監査室・品質保証部、管理部門管掌
代表取締役	ち 知 の 野 よし 善 あき 明	副社長執行役員、生産部門管掌
取締役	なか 中 むら 村 みのる 穎	専務執行役員
取締役	なか 中 むら 村 てつ 哲 や 也	専務執行役員、ビジネスソリューション企画室・研究部門管掌、品質保証部副管掌、ビジネスソリューション本部長
取締役	あま 天 いけ 池 まさ 正 やす 康	常務執行役員、営業部門・マーケティング部・国際部門管掌、ビジネスソリューション本部副本部長、ビジネスソリューション企画室長 (重要な兼職の状況) 長谷川香料(上海)有限公司董事長 長谷川香料(蘇州)有限公司董事長 長谷川香料(平湖)有限公司董事長 上海長谷川香精貿易有限公司董事長 台灣長谷川香料股份有限公司董事長
社外取締役	おお 大 かど 門 しん 進 ご 吾	
社外取締役	い 和 す み 泉 あき 昭 こ 子	(重要な兼職の状況) 日本年金機構運営評議会 委員 公益財団法人日本財団 非常勤理事
社外取締役	ポー ル P aul D upuis	(重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構 理事(元理事長)
社外取締役	ただ 只 ゆう 雄 いち 一	

会社における地位	氏名	当社における担当 (重要な兼職の状況)
常勤監査役	まつ 松 本 健 宏	
社外監査役	あり 有 田 知 德	(重要な兼職の状況) 銀座中央法律事務所 弁護士 WDBホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外監査役	やま 山 村 一 仁	(重要な兼職の状況) 公益社団法人日本写真協会 監事
社外監査役	すず 鈴 木 真 紀	(重要な兼職の状況) 佐藤真太郎法律事務所 弁護士 Sansan株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 常勤監査役松本健宏氏、社外監査役有田知徳氏、同山村一仁氏は以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役鈴木真紀氏は以下のとおり、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松本健宏氏は長年にわたる金融機関での業務経験を有しております。また、公認内部監査人（CIA）の資格を有しております、当社の監査室長として2019年10月から2021年12月まで在籍し、監査業務全般に関し豊富な経験と幅広い知識を有しております。
  - ・社外監査役有田知徳氏は、弁護士として、数多くの企業不祥事の第三者委員会、社内調査委員会の委員として不正経理・財務の処理の解明に当たったほか、長年にわたり、複数の上場企業の監査役等の経験を有しております。
  - ・社外監査役山村一仁氏は、上場企業において、経理、財務部門での業務経験、並びに常勤監査役を務めた経験を有しております。
  - ・社外監査役鈴木真紀氏は、弁護士として、企業法務に長年にわたり携わり、買収案件や海外案件等の数多くの事案に関与し法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しています。
2. 当社は、大門進吾氏、和泉昭子氏、Paul Dupuis氏、只雄一氏、有田知徳氏、山村一仁氏及び鈴木真紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ・2024年10月1日付で、代表取締役社長海野隆雄氏は代表取締役会長に就任し、担当から監査室・品質保証部管掌が解かれました。
  - ・同日付で、取締役長谷川研治氏は代表取締役社長に就任し、担当が営業部門・マーケティング部副管掌、ビジネスソリューション企画室長から監査室・品質保証部・管理部門管掌となりました。
  - ・同日付で、取締役中村稔氏の担当から管理部門管掌が解かれ、長谷川ビジネスサービス株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
  - ・同日付で、取締役中村哲也氏の担当が、研究部門管掌、品質保証部・生産部門副管掌、ビジネスソリューション本部副本部長、総合研究所長からビジネスソリューション企画室・研究部門管掌、品質保証部副管掌、ビジネスソリューション本部長となりました。
  - ・2024年12月19日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役加藤宏一郎氏及び

湯原隆男氏は任期満了により退任いたしました。

- ・2024年12月19日開催の第63回定時株主総会において、天池正康氏、只雄一氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
  - ・2025年6月27日付で、監査役鈴木真紀氏は、nmsホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
4. 当社は、社外取締役大門進吾氏、和泉昭子氏、Paul Dupuis氏及び只雄一氏、社外監査役有田知徳氏、山村一仁氏及び鈴木真紀氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員、及び当社子会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を、補填されることとなります。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

② 当事業年度末日の翌日以降の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
長谷川 研治	代表取締役社長兼社長執行役員 監査室・品質保証部・管理部門管掌	代表取締役社長兼社長執行役員 監査室・品質保証部・ 経営戦略部門・経営管理部門管掌	2025年10月1日
中 村 稔	取締役兼専務執行役員	取締役	2025年10月1日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
天 池 正 康	取締役兼常務執行役員 営業部門・マーケティング部・ 國際部門管掌 ビジネスソリューション本部副本部長兼 ビジネスソリューション企画室長 長谷川香料（上海）有限公司董事長 長谷川香料（蘇州）有限公司董事長 長谷川香料（平湖）有限公司董事長 上海長谷川香精貿易有限公司董事長 台灣長谷川香料股份有限公司董事長	取締役兼常務執行役員 営業部門・マーケティング部管掌 ビジネスソリューション本部副本部長兼 ビジネスソリューション企画室長	2025年10月1日
海 野 隆 雄	代表取締役会長 T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director (Chairman)	代表取締役会長 T.HASEGAWA U.S.A.,INC. Director (Chairman) Hoàng Anh Flavors and Food Ingredients Joint Stock Company Director (Chairman)	2025年11月10日

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬等は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬としての「賞与」及び非金銭報酬としての「株式報酬型ストックオプション」により構成し、社外取締役の報酬等は、その職務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととする。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬として、「基本報酬」を毎月一定の時期に支給する。

「基本報酬（固定報酬）」に係る個人別の報酬額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた基準に基づき、業績、財務状況、経済情勢及び市場水準等を考慮の上、支給額を決定する。

#### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額若しくは数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である「賞与」は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で支給総額の上限を定め、連結経常利益を業績連動報酬の指標とし、連結経常利益の計画達成率に応じたインセンティブを乗じて算出した支給単位に、取締役の役職に応じた係数を乗じ、各取締役の業績評価を加味して支給額を算定し、毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、連結経常利益は、経営活動全般の利益を表すものであり、取締役の職務執行を評価する指標として適切であると考えられるため、業績連動報酬に係る指標は連結経常利益とする。

#### d. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬である「株式報酬型ストックオプション」は、行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とする新株予約権を、原則として毎年1回付与する。なお、その付与数は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた基準等に基づき決定する。

e. 固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の報酬等は、「基本報酬（固定報酬）」、「賞与（業績連動報酬）」及び「株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）」により構成し、社外取締役の報酬等は、基本報酬のみで構成する。

社内取締役の報酬等の支給割合は役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を総合的に勘案し、株主価値向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、適切な割合となるよう決定する。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、任意の報酬委員会の審議内容を踏まえ、取締役会において決定する。なお、任意の報酬委員会については、報酬の決定に係る透明性・客觀性を確保するため、代表取締役及び社外取締役で構成する。

なお、当社は、2025年12月18日開催予定の第64回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合には、現行の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度が新たに導入されることになります。これに伴い、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関して、以下の事項に関する変更その他所要の変更を予定しております。

①社内取締役の報酬等は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬としての「賞与」及び非金銭報酬としての「譲渡制限付株式」により構成するものとすること。

②非金銭報酬等について、譲渡制限期間が付された譲渡制限付株式（原則として、退任時に譲渡制限が解除され、一定の無償取得事由が生じた場合には、当社によって無償取得されるもの）を、原則として毎年1回付与すること。

## □. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬型 ストックオプション (非金銭報酬)	
取締役 (社外取締役を除く)	423	283	52	87	7
監査役 (社外監査役を除く)	25	25	—	—	1
社外取締役	33	33	—	—	5
社外監査役	18	18	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等及び員数には、2024年12月19日に退任した1名の取締役の当事業年度に係る基本報酬及び株式報酬型ストックオプションが含まれております。
2. 社外取締役の報酬等及び員数には、2024年12月19日に退任した1名の社外取締役の当事業年度に係る基本報酬が含まれております。
3. 業績連動報酬である「賞与」に係る業績指標は連結経常利益であり、その実績は9,288百万円であります。当該指標を選択した理由並びに支給額の算定方法は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、2021年12月22日開催の第60回定時株主総会決議において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内、また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は8名、うち社外取締役3名）と決議いただいております。別枠で、2021年12月22日開催の第60回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして年額140百万円以内（当該定時株主総会終結時の取締役の員数は8名、うち社外取締役3名）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2001年12月21日開催の第40回定時株主総会決議において年額60百万円以内（当該定時株主総会終結時の監査役の員数は4名、うち社外監査役3名）と決議いただいております。

## ④ 社外役員に関する事項

## イ. 重要な兼職先と当社との関係

- a. 取締役和泉昭子氏は、日本年金機構運営評議会委員及び公益財団法人日本財団非常勤理事を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- b. 取締役Paul Dupuis氏は、特定非営利活動法人ホープ・インターナショナル開発機構理事を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- c. 監査役有田知徳氏は、銀座中央法律事務所弁護士及びWD B ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- d. 監査役山村一仁氏は、公益社団法人日本写真協会監事を兼任しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- e. 監査役鈴木真紀氏は、佐藤真太郎法律事務所弁護士、Sansan株式会社社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関する行った職務の概要
大 門 進 吾	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営に関する高い見識と国際業務・営業戦略に関する豊富な実務経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会および報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。</p>
和 泉 昭 子	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>生活経済ジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー等としての豊富な経験、また働き方改革、人財育成、ダイバーシティ推進等の分野における専門性を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会および報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。</p>
Paul Dupuis	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>国内外の企業経営に関する高い見識と国際業務・人財育成に関する豊富な実務経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。また指名委員会および報酬委員会において的確な提言や有効な意見を表明しております。</p>

氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関する職務の概要
只 雄 一	<p>2024年12月19日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。</p> <p>国際的な経営戦略の立案・遂行に関する高い見識と経営企画を中心とした多岐に亘る国内外での事業経験を活かし、客観的立場から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、議案の審議に必要な発言を積極的に行っております。</p>

#### ハ. 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏名	出席状況及び発言状況
有 田 知 德	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>検事、弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。</p>
山 村 一 仁	<p>当事業年度において開催された取締役会12回中11回に、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>経営分野での幅広い知識と実務経験に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。</p>
鈴 木 真 紀	<p>当事業年度において開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的視点から、取締役会において必要に応じて説明を求めるとともに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、また、監査役会において監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について必要な発言を積極的に行っております。</p>

### (3) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 重要な子会社のうち、T.HASEGAWA U.S.A.,INC.、長谷川香料（上海）有限公司、長谷川香料（蘇州）有限公司、T HASEGAWA FLAVOURS (KUALA LUMPUR) SDN. BHD.、PT. HASEGAWA FLAVOURS AND FRAGRANCES INDONESIA、T. HASEGAWA (SOUTHEAST ASIA)CO., LTD. 及び台灣長谷川香料股份有限公司の7社は有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人の監査を受けております。また、有限責任監査法人トーマツの監査を受けている重要な子会社はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、人事制度に関するアドバイザリー業務等であります。また、連結子会社における非監査業務はありません。

#### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

- ⑥ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループ経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に業績に応じた利益還元を図ることを基本方針とし、連結ベースの配当性向40%程度を目途として中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により定める」旨定款に定めており、剰余金の配当は取締役会を決定機関としております。

当事業年度の年間配当につきましては、1株当たり74円の配当（うち中間配当37円）を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の連結ベースの配当性向は43.7%となりました。

内部留保資金につきましては、設備投資とグローバル化戦略の展開を図るための有効投資に使用してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年5月9日 取締役会決議	1,511	37
2025年11月7日 取締役会決議	1,496	37

また、当社は2025年11月7日開催の取締役会において、下記のとおり配当方針の見直しを行いました。

＜変更前＞ 連結配当性向40%程度を目途とする

＜変更後＞ 連結株主資本配当率（DOE）3%以上を基準とする

今回の配当方針の変更に伴い、2026年9月期の1株当たり年間配当予想は100円（DOE3.2%）といたします。

詳細につきましては、2025年11月7日公表の「配当方針の変更及び次期配当予想（増配）に関するお知らせ」をご参照ください。

**連結貸借対照表**  
(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	74,997	流動負債	14,611
現金及び預金	34,854	買掛金	5,812
受取手形	2,372	未払法人税等	1,006
売掛金	17,651	賞与引当金	1,981
有価証券	2,000	役員賞与引当金	52
棚卸資産	17,015	撤去費用引当金	204
その他の	1,128	和解金等引当金	148
貸倒引当金	△26	棚卸資産廃棄引当金	345
固定資産	72,154	その他の	5,061
有形固定資産	36,994	固定負債	9,215
建物及び構築物	21,633	繰延税金負債	964
機械装置及び運搬具	4,827	退職給付に係る負債	6,578
工具器具備品	1,393	長期未払金	167
土地	7,653	資産除去債務	69
建設仮勘定	1,486	その他の	1,436
無形固定資産	23,517	負債合計	23,826
のれん	7,306	純資産の部	
顧客関連資産	12,101	株主資本	102,585
その他の	4,109	資本剰余金	5,364
投資その他の資産	11,642	利益剰余金	7,518
投資有価証券	10,743	自己株式	94,475
繰延税金資産	661	その他の包括利益累計額	△4,774
退職給付に係る資産	16	その他有価証券評価差額金	20,315
その他の	290	為替換算調整勘定	5,439
貸倒引当金	△69	退職給付に係る調整累計額	14,394
資産合計	147,151	新株予約権	480
		純資産合計	424
		負債・純資産合計	123,324
			147,151

## 連結損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:百万円)

科	目	金額
売上原価		73,495
売上総利益		43,147
販売費及び一般管理費		30,347
営業利益		21,832
営業外収益		8,515
受取利息		364
受取配当金		249
為替差益		98
その他の費用		146
営業外費用		859
支払利息		22
支払補償		41
その他の費用		22
経常利益		85
特別利益		9,288
投資有価証券売却益		814
特別損失		814
固定資産廃棄損		59
投資有価証券評価損		100
和解金等引当金繰入額		149
税金等調整前当期純利益		308
法人税、住民税及び事業税		9,794
法人税等調整額		2,926
当期純利益		△53
親会社株主に帰属する当期純利益		2,873
		6,921
		6,921

# 貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	43,757	流動負債	11,401
現金及び預金	12,927	買入一払	5,033
受取手形	368	未払費用	67
電子記録債権	2,001	未払法人税	1,316
売掛金	12,694	未払法人事税	2,305
有価証券	2,000	未賞与引当金	684
商製品	316	役員賞与引当金	1,227
仕掛品	7,032	撤去費用引当金	52
原材	205	棚卸資産廃棄引当金	204
貯蔵品	5,006	その他	345
その他	312	の	165
貯蔵品	892	リース債務	8,710
倒引当金	△0	退職給付引当金	1,150
固定資産	75,593	長期未払金	7,211
有形固定資産	18,796	資産除去年債	167
建物	9,174	の	69
構築物	607	の	112
機械装置	1,911	負債合計	20,111
車両運搬工具	66	純資産の部	
器具備品	851	株主資本	93,375
土地	6,112	資本剰余金	5,364
建設仮勘定	71	資本準備金	7,312
無形固定資産	2,114	その他資本剰余金	6,554
ソフトウエア	304	の	757
その他の	1,809	利益剰余金	85,472
投資その他の資産	54,683	利益準備金	394
投資有価証券	10,739	その他利益剰余金	85,078
関係会社株式	34,308	圧縮記帳積立金	309
関係会社出資金	8,583	別途積立金	28,700
関係会社長期貸付金	625	繰越利益剰余金	56,069
繰延税金資産(固定)	244	自己株式	△4,774
その他の	251	評価・換算差額等	5,439
貸倒引当金	△69	その他有価証券評価差額金	5,439
資産合計	119,351	新株予約権	424
		純資産合計	99,239
		負債・純資産合計	119,351

## 損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科	目	金額
売上	高	42,543
売上原	価	26,663
売上総	利益	15,879
販売費及び一般管理費	費	11,942
営業利	益	3,937
営業外収	益	
受取利	息	39
受取配当	金	5,423
為替差	益	92
その他の	他	190
		5,745
営業外費	用	
支払利	息	18
貸倒引当金繰入額	他	2
その他の	他	5
		25
経常利	益	9,656
特別利	益	
投資有価証券売却益		814
特別損失		
固定資産廃棄損		49
投資有価証券評価損		100
税引前当期純利益		149
法人税、住民税及び事業税		1,584
法人税等調整額		282
当期純利益		10,321
		1,867
		8,453

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月7日

長谷川香料株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

---

指定有限責任社員 公認会計士 山 澄 直 史  
業務執行社員

---

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 久  
業務執行社員

---

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、長谷川香料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月7日

長谷川香料株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山澄直史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥田久

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、長谷川香料株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従つて、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に  
関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いた  
します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告  
を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説  
明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締  
役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、  
以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受  
け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び  
財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の  
共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会  
社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決  
議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及  
び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するととも  
に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第  
131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備して  
いる旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計  
算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、  
連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月7日

長 谷 川 香 料 株 式 会 社 監 査 役 会  
常勤監査役 松 本 健 宏   
社外監査役 有 田 知 德   
社外監査役 山 村 一 仁   
社外監査役 鈴 木 真 紀

以 上

メ モ

メ モ

メ モ

## 〈株主総会会場ご案内図〉

会 場 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
日本橋室町野村ビル (YUITO)  
野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール



### ◎交通のご案内

- 地下鉄
- ・東京メトロ銀座線等「三越前」駅 地下通路直結 (A9出口横の入口から入館)
- J R線
- ・総武本線「新日本橋」駅下車、東京メトロ「三越前」駅方面へ  
(地下通路直結にて徒歩約3分。A9出口横の入口から入館)
  - ・各線「神田」駅 (南口より徒歩約10分)

株主総会のお土産はご用意しておりません。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。